

令和5年9月8日

担当課名	水産部漁港漁場課
内線番号	2851
直通番号	095-895-2586
担当者名	荒尾・山口

## 契約違反を起こした有資格業者の指名停止について

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 指名停止となった有資格業者

① 名称 株式会社 田浦組  
許可番号 知事許可(特-3) 第225号  
所在地 長崎県長崎市滑石2-6-24

② 名称 株式会社 長崎西部建設  
許可番号 知事許可(特-4) 第5号  
所在地 長崎県長崎市玉園町2-37

#### 2. 指名停止の期間

- ① 令和5年9月9日から令和5年12月8日まで(3ヶ月)
- ② 令和5年9月9日から令和5年12月8日まで(3ヶ月)

#### 3. 指名停止の理由

長崎振興局長崎港湾漁港事務所発注の工事において、労働災害の発生に際し、労働基準監督署へ虚偽の報告を行っていたため、長崎県建設工事標準請負契約書第1条に違反したことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領  
第3条「別表第1第3号(契約違反)」該当